

○三原市老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 31 日要綱第 46 号

改正 平成 31 年 1 月 15 日要綱第 3 号

令和元年 5 月 31 日要綱第 9 号

令和 2 年 12 月 18 日要綱第 177 号

令和 4 年 9 月 1 日要綱第 149 号

令和 5 年 1 月 5 日要綱第 1 号

令和 5 年 12 月 8 日要綱第 128 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 46 号）に基づき、生活環境等の改善及び災害の防止を図るため、老朽危険空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内において三原市老朽危険空き家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三原市補助金等交付規則（平成 17 年三原市規則第 56 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空き家 市内に存する現に使用されていない住宅であって、三原市空家等対策計画に定める判定票（以下「判定票」という。）において、特定空家等の評点が 150 以上であるもの
- (2) 解体業者 市内に本店、支店等事業所を有する建設業者又は解体工事業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を受けているもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく都道府県知事による登録を受けているものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 営利法人を除く老朽危険空き家の所有者又は法定相続人（共有名義人又は複数人の法定相続人が存在する場合にあっては、それらの者のうち、誓約書（様式第1号）を提出したものに限る。）
- (2) 老朽危険空き家の相続財産管理人又は不在者財産管理人（家庭裁判所からの選任審判書に記載されたものに限る。）
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

- (1) 他の老朽危険空き家について、既に第8条第2項の規定による交付決定を受けている者であって、第12条第2項の規定による通知を受けていないもの
- (2) 本市の市税等を滞納している者
- (3) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第3号に規定する者又は当該者と密接な関係を有する者
（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が解体業者に発注する老朽危険空き家の除却工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 老朽危険空き家の延べ床面積のうち、居住以外の用に供する部分の床面積が2分の1以上である併用住宅を除却するもの
- (2) 老朽危険空き家の附属建物及び工作物を除却するもの（老朽危険空き家と併せて除却するものを除く。）
- (3) 老朽危険空き家に抵当権、根抵当権等が設定されているもの
- (4) 老朽危険空き家の除却に他の制度等による補助金の交付を受けている又は受ける見込みのもの
- (5) 新築、改築その他の建替えを目的に除却するもの
- (6) 老朽危険空き家が公共工事等による移転等の補償の対象となっているもの

(7) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定による命令を受けている老朽危険空き家を除却するもの

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、老朽危険空き家の除却及び除却に係る廃材等の処分に要する経費とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費又は対象床面積（老朽危険空き家の延べ床面積をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない方の額に 5 分の 4 を乗じて得た額とし、50 万円を限度とする。

(1) 木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における木造住宅の 1 平方メートル当たりの除却工事費の上限額

(2) 非木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における非木造住宅の 1 平方メートル当たりの除却工事費の上限額

2 前項の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（事前調査の申込み）

第 7 条 補助金の申請を希望する者（以下「申請者」という。）は、事前に、老朽危険空き家事前調査申込書（様式第 1 号の 2）に付近見取図を添えて、申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、判定票に基づき判定し、その結果を、老朽危険空き家判定結果通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の申請等）

第 8 条 補助金の交付を受けることができる申請者は、補助対象工事に着手する前に三原市老朽危険空き家除却事業補助金交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出

しなければならない。

- (1) 除却に要する費用の見積書
- (2) 老朽危険空き家の外観写真
- (3) 所有者等であることを証明する書類（登記事項証明書、固定資産税課税台帳記載事項の証明書、戸籍謄本等）
- (4) 所有者等から老朽危険空き家除却事業に係る委任を受けた場合は、当該所有者等の委任状

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、三原市老朽危険空き家除却事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（工事内容の変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、三原市老朽危険空き家除却事業補助金交付変更申請書（様式第5号）に変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、三原市老朽危険空き家除却事業補助金変更決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 補助対象工事の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（工事の中止又は廃止）

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定後において、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとする場合は、三原市老朽危険空き家除却事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末

日のいずれか早い日までに、三原市老朽危険空き家除却事業完了報告書（様式第 8 号）に次に定める書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し（解体業者が発行したもの）
- (3) 工事写真（施工前、施工後が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

2 市長は、前項の規定による事業完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、三原市老朽危険空き家除却事業補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 市長は前条の規定による補助金の額の確定後、老朽危険空き家除却事業補助金交付請求書（様式第 10 号）により交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（跡地の管理）

第 14 条 交付決定者は、跡地管理人指定届出書（様式第 11 号）により跡地管理人を指定して市長に届けるとともに、雑草の繁茂や廃棄物の投棄が生じないように、跡地を適正に管理しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 15 日要綱第 3 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 31 日要綱第 9 号）

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日要綱第 177 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年９月１日要綱第１４９号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年１月５日要綱第１号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年１２月８日要綱第１２８号）

この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第５０号）附則第１条本文に規定する政令で定める日から施行する